

Question

1

なぜ除去土壌を県外で最終処分しなければならぬのか。

中間貯蔵施設で安全に保管されているのであれば、そのままにしておく方が安全ではないか。

Answer

中間貯蔵施設は、福島県内のご地元の皆様の大変重たいご決断をいただき、設置しています。

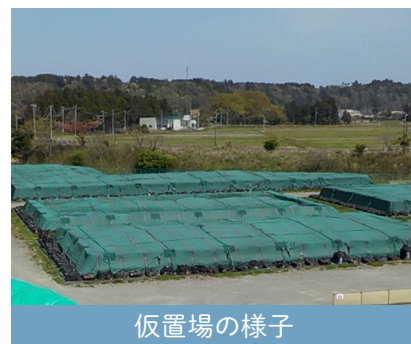
ご地元の皆様のご協力のもとに設置した中間貯蔵施設は、大熊町・双葉町の複数の行政区に跨がる約1,600ha（東京都渋谷区とほぼ同じ面積）という広大な区域であり、震災前には、小学校やスーパーもあるなど、皆さんがお住まいの地域と変わらない、多くの住民が生活していた場所でした。地権者の方々には、原子力発電所の事故により生活していた地域からの避難を余儀なくされたことに加え、中間貯蔵施設事業のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという大変なご負担をおかけしました。

このようなご決断があったからこそ、中間貯蔵施設の設置により福島全体の復興を大きく進めることができました。

例えば、県内各地に約1,370か所あった除去土壌等の仮置場は、約1,180か所が解消され、所有者への返地が進んでいます。

さらに、福島県では原子力発電所の事故による環境の汚染が国内で最も深刻であったため、その影響により、県民の皆様には多大な負担が生じました。このように、福島県民の皆様が既に重過ぎる負担をされていることを踏まえ、国としては、「30年以内の福島県外での最終処分」という方針を前提に、福島県内のご地元の皆様に、中間貯蔵施設を受け入れていただいています。これは、法律でも明記された国の責務であり、果たさなければいけない約束です。

このため、安全性の確保を前提とし、除去土壌等の県外での最終処分に向けた取組を進めています。



仮置場の様子

## 放射性物質を含むものを福島県外に 持ち出して最終処分できるのか。

### Answer

県外での最終処分の実現は、大きな課題です。他方で、これまで大規模な復興事業を進めてきた実績や、国内外における放射性廃棄物の最終処分の事例等を踏まえると、除去土壌等を安全に運搬・最終処分することは可能と考えています。

現在、除去土壌等の減容・再生利用や最終処分を安全に行う方法について、専門家を交えて技術的な検討のほか、実証事業も進めています。

また、我々の取組については、国際的な安全基準から見た評価・助言をいただくため、今年5月から国際原子力機関（IAEA）から専門家を派遣していただき、概ね1年程度をかけて確認をしていただくことにしています。

あわせて、中間貯蔵施設の受入れに当たっての福島県内のご地元の大変重たいご負担を含め、多くの方々にこのことを知って頂き、ご理解を頂くことが重要であり、現地視察会の開催や対話フォーラムの開催などの取組を行っています。これは福島県外での最終処分の実現に向けた一歩と考えています。



現地視察



対話フォーラム

除去土壌の「再生利用」とは何か。また、なぜ再生利用する必要があるのか。

## Answer

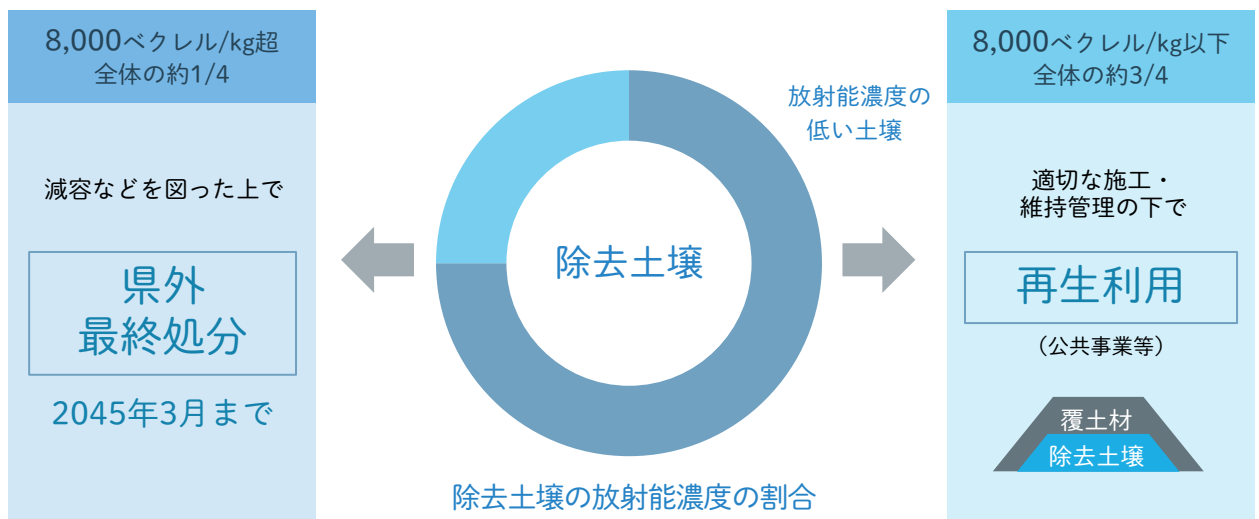
除去土壌の再生利用とは、除染により発生した除去土壌を土木資材として利用することです。

中間貯蔵施設内に貯蔵されている除去土壌等の量は、現在、約1,400万 $\text{m}^3$ に及び、これは東京ドームの約11杯分に相当します。

(※) 今日の会場ホールに換算すると、ホールの体積が約2,500 $\text{m}^3$ なので、約5,600ホール分に相当。

県外での最終処分を実現させるためには、可能な限り、最終処分量を減らす必要があります。安全確保を前提とし、放射能濃度の低い除去土壌を再生利用することが重要になります。

### ■ 除去土壌の県外最終処分と再生利用



再生利用の工事従事者や周辺住民の健康にどのような影響があるのか。安全なのか。リスクやデメリットはないのか。

年間追加被ばく線量1ミリシーベルトとはどのような基準なのか。人体に与える影響はないのか。

Answer

これまでの調査において、概ね100ミリシーベルトを超える放射線被ばくによってがんのリスクが増加することが明らかになっています。それを踏まえ、放射線の国際的な安全基準に公衆の線量限度が設定されています。こうした基準も考慮して設定した、年間追加被ばく線量である「1ミリシーベルト」を超えないように、再生利用を行うこととしています。

現在、飯館村長泥地区で実施している実証事業においても、工事従事者の被ばく線量も年間1ミリシーベルトを超えないように管理しています。

例えば、深さ1m、面積30㎡の花壇で再生利用する場合、工事完成後の追加被ばく線量は、花壇の直上でも、1年間で1ミリシーベルトの200分の1※と十分に低い値であり、健康影響については無視できるほど小さいものと考えています。

(※) 歯科撮影（口内のレントゲン撮影）の1回分の被ばく線量は、0.01ミリシーベルト（1ミリシーベルトの100分の1）程度です。

被ばく線量の比較（早見図）

